

フランス憲法院の人権保障機能の再検討（下）

—市民への提訴権拡大の可能性—

池田晴奈

目次

はじめに

第一章 憲法院の違憲審査機能の変化

第一節 創設当初の政治的役割と人権保障機関への進展

一 一九五八年憲法による創設当初の政治的役割

二 一九七一年判決による人権保障機能の確認

三 一九七四年憲法改正による議員への提訴権拡大

第二節 判決による人権規定に関する憲法規範の拡大

一 共和国の諸法律によって承認された基本的諸原理

二 一七八九年人権宣言

三 一九四六年憲法前文

四 二〇〇四年環境憲章

第三節 現行制度下での一定の要件に基づく審署後の法律の「事後審査」

——一九八五年判決とその後判決

第二章 人権保障機関への機能変化による憲法院の問題点

第一節 憲法院の性格

一 政治的機関説

二 裁判機関説

第二節 憲法裁判官の正当性

一 トロペールの見解

二 ファボールの見解(以上六〇巻四号)

第三章 市民への提訴権拡大を中心とした一九九〇年憲法院改革案

第一節 一九八九年当時の大統領と憲法院長の見解

一 ミッテラン大統領の見解

二 バダンテール憲法院長の見解

第二節 一九九〇年憲法改正案

一 市民への提訴権拡大等を認める憲法的法律案

二 憲法的法律案に基づく新たな手続を定める組織法律案

第三節 議会における審議の経緯

一 国民議会第一読会

二 元老院第一読会

三 国民議会第二読会

四 元老院第二読会

第四章 一九九〇年以後の市民への提訴権拡大に関する動向

第一節 元憲法院裁判官の見解

一 ヴデルの見解

二 バダンテールの見解

三 ロペールの見解

四 ルノワールの見解

第二節 政府および議会の動向

一 一九九三年の動向

二 二〇〇一年の動向

三 二〇〇七年から二〇〇八年の動向

むすび（以上本号）

第三章 市民への提訴権拡大を中心とした一九九〇年憲法院改革案

一九五八年の創設当初には、憲法院は「憲法の守護者であるよりも執行府の手先」¹であると言われる存在であったが、その憲法院が次第に違憲審査機能を發揮するようになり、役割を強めていったことについて、本稿第一章および第二章で検討してきた。しかし、提訴権者が政治機関に限定されている以上、依然としてその機能が人権保障の観点から見ると不十分であることも述べてきた。

そのような状況下で迎えた一九八九年、フランスでは、一七八九年革命および人権宣言から二〇〇年を記念し、式典など華やかに催された。様々な記念行事が執り行われる最中の同年七月、ミッテラン大統領によるテレビ対談が行われ、その中で憲法院への提訴権を市民へ拡大する考えが表明された。^②そこで述べられた憲法院改革の考えが反映され、一九九〇年に憲法院に関する憲法改正案が議会に提出された。^③

この改正案は後述の通り、国民議会では可決されたが、元老院では別の修正案が可決されて、両院で改正案が一致しなかったため、結果的には本改正案は廃案となり、憲法院改革は中断された。しかし、事前審査機能に限定していた憲法院が新たに事後審査機能を持つというこの改革が提案されたことは、フランスの違憲審査制の歴史上、また、憲法院の人権保障機能拡大の観点からも、注目に値する。そこで、以下では、一九九〇年憲法改正案について、当時の見解から提出された法律案、そして議会での議論と順を追って、フランスではこの時期、憲法院の機能がどのように捉えられていたかについて検討していくこととしたい。

第一節 一九八九年当時の大統領と憲法院長の見解

一 ミッテラン大統領の見解

一九八九年七月一四日のテレビインタビューにおいて、ミッテラン大統領は壮大な憲法院改革構想を語った。その衝撃は、翌日のル・モンド紙に、「ミッテラン大統領の憲法改革案——法律の前の市民の権利」^④、「ミッテラン大統領、憲法院への提訴拡大を望む」^⑤と題して大きく報じられるほどであった。

具体的には、ミッテランは対談の中で次のように述べている。一七八九年人および市民の権利宣言を修正しようとはしないが、私は次の憲法改正の考えを支持する。それは、基本的諸権利が守られていないと市民個人が判断する場合に、

全てのフランス人が憲法院へ提訴することを認めるものである。既に、フランスではヨーロッパ人権条約が批准され、その後、ヨーロッパ人権裁判所への個人の提訴権は認められている。それにも拘らず、フランスでは市民への提訴権が大が認められていない。

そのことから、「自由、平等、憲法上定められている大原則の中に入っている基本的諸権利は無視されているのではないか、侵害されているのではないか?」と述べ、「私自身が裁判を要求する!」とミッテランは強調する⁷⁾。

また、事後審査制を採用した際には、憲法院とコンセイユ・デタおよび破毀院との関係を検討しなければならぬと言い、手続の面に関しても発言している⁸⁾。

このミッテランの憲法院改革構想の背景には、一九七二年発表の「フランス共産党および社会党の共同政府綱領 (Programme commun de gouvernement du Parti communiste français et du Parti socialiste)」がある。その綱領の中には、憲法を保障する機関として「最高裁判所 (Cour suprême)」の項目が既に挙げられていた⁹⁾。この箇所では、最高裁判所は、提訴者が人権宣言七条ないし一一条および憲法前文に保障されている自由に反するとして主張する違憲の抗弁について全ての司法裁判所および全ての行政裁判所からの申立てを受理すると規定されていた¹⁰⁾。

ここで、憲法院が受理する申立てに、「違憲の抗弁」という文言が挙げられていることに注目したい。先述の通り、フランスの憲法院への提訴は、市民ではなく政治機関のみが行う事前審査制であるが、その制度に事後審査制を導入し、市民が一定の抗弁方法によって違憲を主張できるように考えられた¹¹⁾。それを、フランスでは「違憲の抗弁 (exception d'inconstitutionnalité)」と呼ぶ。この考えが、既に一九七二年のこの政府綱領に盛り込まれていたのである。

二 バダンテール憲法院長の見解

弁護士出身で司法大臣を務めていたバダンテール (R. Badinter) は、ミッテラン大統領によって、第五代憲法院長に任命された(一九八六年三月―一九九五年三月)。在任中、バダンテールは、人権をよりいっそう擁護し、憲法院の存在価値を高めた⁽¹²⁾。そのバダンテールに影響を与えたのは、公法学者で既に憲法院裁判官として在籍していたヴェデル (J. Vedel) であり、その存在を逸することはできない⁽¹³⁾。

ヴェデルは、一九八〇年にジスカール・デスタン大統領によって憲法院裁判官に任命され、政権が複雑に交代する中で、付託される様々な法律について判断してきた⁽¹⁴⁾。中でも、ヴェデルが報告者 (rapporteur) として担当した一九八二年の国有化判決⁽¹⁵⁾と一九八六年の民営化法判決⁽¹⁶⁾は憲法院にとって重大であったと、バダンテールは回想している⁽¹⁷⁾。そして、民営化法判決では、国有化法判決の際と同様に人権宣言一七条を判断根拠にして解釈適用した点で、ヴェデルの報告者としての力量が高く評価されたと言う⁽¹⁸⁾。このことから、アメリカでマーシャル・コートまたはフランクファーター・コートと呼ばれるように、ヴェデルの在任期間はヴェデル・コートと名づけられなければならないだろうと、バダンテールはヴェデルの憲法院に対する貢献を強調する⁽¹⁹⁾。

ヴェデルは、憲法裁判官はその役割として検閲官 (censeur) ではなく、憲法という列車がよりよい方向に進行するように進路を誘導する「転轍手 (aiguilleur)」であると捉える⁽²⁰⁾。また、現行の憲法院制度については、合憲性審査の提訴権者に関して今のままでは不十分と考え、十分なコントロールの制度が取り入れられることに賛意を示す⁽²¹⁾。この点で、合憲性審査や憲法院の役割に関してヴェデルの見解に近いと、バダンテールは述べる⁽²²⁾。

一九八九年三月の憲法院創設三〇周年を記念して行われたル・モンド紙の対談の中でも、バダンテールは、憲法院の機能についておおよそ次のように語った。

憲法院の機能は設立当初と違い、「憲法院は、政府多数派と議会少数派における憲法秩序の紛争を審判し、正真正銘、憲法裁判所の役割を演じている。」⁽²³⁾従来、フランスの伝統として受け入れられなかった憲法裁判所の役割を、憲法院が担うようになったその成功の理由については、法治国家においては合憲性審査が必要であり、また、議会多数派による憲法尊重のための番人として独立した機関が必要であったためである。⁽²⁴⁾加えて、第二次大戦後、ヨーロッパの民主制の下で違憲審査機能を備えた憲法裁判所および憲法院のような存在が要請されたこともその理由である。⁽²⁵⁾

このように憲法院の違憲審査機能の必要性を理由付け、憲法院は市民の基本的自由および権利の擁護者としての役割を持つと、バダンテールは考える。⁽²⁶⁾

また、市民への提訴権拡大および事後審査制に関して、バダンテールは以下のように述べている。⁽²⁷⁾現行制度下では、憲法院に付託されなかった法律はもはや違憲を理由として攻撃されることはない。諸法律の成立に参与した全ての機関は、適用の際に違憲が明らかになる規定が存在することを理解している。違憲の法文は改めて干渉されることはない。長い間その違憲の法文の適用を、我々は受け入れてしまっている。このようなフランスの現状は、法治国家としては極めて好ましくない。従って、合憲性審査に関するフランスの現行制度は改革されなければならない。このように現行制度の問題点を指摘し、バダンテールは市民への提訴権拡大の必要性を強調する。

第二節 一九九〇年憲法改正案

市民の憲法院への提訴権を可能にする憲法改正案は、一九九〇年に初めて議会で提案された。その改革を実現するために、政府により憲法的法律案 (projet de loi constitutionnelle) と組織法律案 (projet de loi organique) ⁽²⁸⁾ が提出された。以下では、まず、上記の目的により憲法を改正する憲法的法律案と、改正された当該憲法条文を補完するための組織法

律案を、提案理由と共に概観し、次に、当該法律案について議会でのような議論がなされたのかを検討する。

一 市民への提訴権拡大等を認める憲法的法律案

(一) 憲法第六十一条、第六十二条および第六三条の改正を定め、抗弁方法による法律の合憲性審査を設ける憲法的法律の政府提出案 (Projet de loi constitutionnelle portant révision des articles 61, 62 et 63 de la Constitution et instituant un contrôle de constitutionnalité des lois par voie d'exception)

「第一条 憲法第六十一条に、次の項が追加される。

『憲法により全てのの人民に認められた基本的諸権利の侵害を導く法律の規定は、訴訟係属中であれば、抗弁方法によつて憲法院に付託することができる。』

第二条 憲法第六十二条二項は以下の規定によつて置き換えられる。

『第六十一条一項または二項に基づいて違憲であると宣言された規定は、審署されることも施行されることもできない。第六十一条五項に基づいて違憲であると宣言された規定は、失効し、破毀院を含めて係属中の訴訟手続にもはや適用する²⁹ことはできない。』

第三条 憲法第六三条に、次の項が追加される。

『この組織法律は、同様に、第六十一条五項および第六二二項二項の適用方法、特に、コンセイユ・デタ、破毀院、または、そのいづれにも属さないその他全ての裁判機関の移送に基づいて憲法院に付託される場合の要件を定める。』²⁹

(二) 提案理由

本法律案は、おおよそ以下のような目的で提案された。³⁰

「法治国家なくして人民の自由および国民主権はない。これは、国民議会に組織されたフランス人民の代表者が、一七八九年八月二六日に、『人および市民の権利宣言』の中で厳肅に宣言した重要な意思表明である。その目的の一つは、『市民の要求が、これ以後、簡潔で争いの余地のない諸原理に基づき、常に憲法の維持とすべての人民の幸福へ向かう』ということである。」

「権利および自由の保護に関する我々の法制度は、さらに個人の利益のために改善することができる。現行の法律の合憲性審査を補完する目的のために提案されている。」

「法律が審署されると、その合憲性はもはや憲法院において争うことができず、また、行政裁判所および司法裁判所は、抗弁方法によりこのような審査を行うことはできない。このように、憲法院により審査されなかった法律の全ての規定は、たとえ憲法適合性に疑いが認められても、全ての者に適用される。」

「この欠陥は、フランスにおいて、もはや受け入れられない。」

「今後、全ての訴訟当事者が自らの基本的諸権利の法的保護について直接関わることを可能にするために、一九八九年七月一四日および八月二六日の二度にわたり共和国大統領の表明した意図に従い、公の自由の行使のために全ての人民に与えられた基本的諸権利およびその保障に関して、抗弁方法による法律の合憲性審査を設けることが必要である」とは明らかである。これが憲法的法律に関する政府提出法律案の目的である。」

二 憲法的法律案に基づく新たな手続を定める組織法律案

(一) 憲法院に関する組織法律を定める一九五八年一月七日オールドナンス第五八一〇六七号を改正する組織法律の政府提出案 (Projet de loi organique modifiant l'ordonnance N° 58-1067 du 7 novembre 1958 portant loi organique sur

le Conseil constitutionnel)

「第一条 憲法院に関する組織法律を内容とする一九五八年一月七日オールドナンス第五八一—〇六七号の第二編に、以下のごとく第二章の二を追加する。

『第二章の二 抗弁方法による法律の合憲性審査

第二三条の一 違憲の抗弁は、コンセイユ・デタ系統に属する全ての裁判所もしくは破毀院系統に属する全ての裁判所において提起することができる。異議を唱えられた規定が争訟の結論または手続の効力を左右し、もしくは起訴理由を構成する場合、憲法院により判決の理由および主文の中で当該規定の憲法適合性がまだ宣言されていない場合、および問題が明らかに理由を欠く場合には、各裁判所は、不服申立てをすることができない決定により、直ちに問題をコンセイユ・デタまたは破毀院に移送する。(以下省略)

第二三条の二 違憲の抗弁は、手続のいつの時点でも、破毀院系統に属する全ての予審裁判所に提起することができ。異議を唱えられた規定が争訟の結論または手続の効力を左右し、もしくは起訴理由を構成する場合、憲法院により判決の理由および主文の中で当該規定の憲法適合性がまだ宣言されていない場合、および問題が明らかに理由を欠くものでない場合には、各裁判所は、不服申立てをすることができない決定により、直ちに問題を破毀院に移送する。(以下省略)

第二三条の三 第二三条の一に基づいて付託されたコンセイユ・デタ、もしくは第二三条の一または第二三条の二に基づいて付託された破毀院は、憲法院へ付託する三ヶ月の期間内に、その問題が憂慮すべき性質を有するか否かを決定する。

第二三条の四 違憲の抗弁は、コンセイユ・デタ争訟部、破毀院または両者のいずれの系統にも属さない裁判所にお

いて提訴することができる。

当該裁判所は、その問題が重大な性質を有する場合には、憲法院に付託する。

第二三条の五から第二三条の八（省略）

第二条（省略）

第三条

I 憲法院に関する組織法律を内容とする一九五八年一月七日オールドナンス第五八一—〇六七号の第二編に、次の一五条の一を追加する。

『**第五五条の一** 毎年一〇月前半に、憲法院は、裁判所の長の承認を得て、コンセイユ・デタ調査官、破毀院調査裁判官、および会計検査院調査官の中から選任された一五名の補佐報告官の名簿を作成する。補佐報告官は議決権を持たない。』

II（省略）

第四条（省略）³¹

(二) 提案理由

本法律案は、おおよそ以下のような目的で提案された。³²

「憲法六一條、六二條および六三條の改正を内容とし、抗弁方法による法律の合憲性審査の制度を設ける憲法的法律は、この新しい手続の適用方法を定めることを組織法律に委ねた。それが憲法院に関する組織法律を内容とする一九五八年一月七日オールドナンス五八一—〇六七号の補完を目的とする本組織法律案の目的である。従って、このオールドナンスには、以下の条件を明確にする規定が挿入される。」

「**コンセイユ・デタ**または破毀院以外の裁判所における違憲の抗弁（二三條の一および二三條の二）の規定に関する

理由は以下の通りである。極めて広範囲な適用領域を目的とした「抗弁は、判決裁判所のみならず(二三条の一)予審裁判所においても(二三条の二)提出することができる」との規定について、「抗弁方法による法律の合憲性審査の導入は基本的諸権利の法的保護の強化を主な目的としているので、このような措置は大変望ましいと思われる。」

また、「コンセイユ・デタまたは破毀院における違憲の抗弁(二三条の三ないし二三条の五)」の規定に関する理由は以下の通りである。「下級裁判所に提出された違憲の抗弁に関するコンセイユ・デタまたは破毀院のフィルター作用(二三条の三)」について、「違憲の抗弁が提出される判決裁判所または予審裁判所により、憲法院への直接の付託を規定することは、望ましくないとと思われる。実際、これらの裁判所により行われるフィルター作用は、明らかに理由のない問題を却下する以外のことではできない。」さらに、「憲法院への付託に関する判例の一貫性、および、法規の合憲性が重大な問題とする理由がない場合に全て憲法院が判断することを避ける配慮により、合憲性の問題に対する第二のフィルター作用が、場合によつては、コンセイユ・デタまたは破毀院に直接委ねられることになる。」

さらに、「憲法院による合憲性の問題の審査(二三条の六ないし二三条の八および一五条の一)」の規定に関する理由は以下の通りである。対審という新しい訴訟形態をとるために、例えば、「憲法院の補佐報告官を一〇名から一五名にする」という規定を設けている。

第三節 議会における審議の経緯

前記の二法律案は、一九九〇年三月三〇日にロカール(M. Rocard)政府によって国民議会に提出された。⁽³³⁾その後、これらの法律案は次のような経過をたどる。⁽³⁴⁾

同年四月一九日、サパン(M. Sapin)を委員長とする、国民議会の法律諮問委員会(以下、「国民議会法律委員会」

とする)によつて、二つの政府提出法律案に関する報告書が公表された。同月二四日および二五日に国民議會第一読会が開かれた。国民議會第一読会では、憲法的法律の政府提出法律案は、修正後可決された。その後、国民議會第一読会の修正案は、元老院第一読会へ送られた。同年六月六日、ラルシェ (J. Larché) を委員長とする、元老院の法律諮問委員会(以下、「元老院法律委員会」とする)による報告後、同月一二日および一三日に元老院第一読会が開かれた。そこでは、法律案は大幅に修正された後、可決された。

さらに、サバンの新たな報告書を基に、同月二一日、国民議會第二読会は、元老院第一読会の修正案について審議し、一部修正の後に可決した。しかし、ラルシェの新たな報告後、元老院第二読会は、同月二八日の投票でそれを維持したために、両院の法律案が一致することはなく、憲法改正案の審議は春会期中に停止した。秋会期でも、その改正案の審議は議事日程に上がることはなく、一九九〇年憲法改正案は成立することなく終わった。

このような経過をたどることになった一九九〇年憲法改正案はどのように審議されたのか、本節では中でも、憲法六一条における市民への提訴権拡大を取り上げた第一条について、詳しく検討していきたい。

一 国民議會第一読会

国民議會第一読会修正案第一条

憲法第六一条に、次の一項を追加する。

「裁判所に係属中の訴訟において、基本的諸権利に関する法律の規定は、その憲法適合性を判断する憲法院に付託することができる。」

国民議会第一読会では、憲法第六一条の改正案について次のように審議され、右の成案が可決された。

ステイルボワ (M. F. Sturbois) 議員は、次のような理由から政府提出法律案に反対する。³⁶⁾ この改正によって生じるいかなる現実問題も実際に言及されなかったことは明らかである。また、憲法三条一項で「国の主権は人民に属し、その代表者により、また国民投票によりこれを行使する」と定められ、同条二項で「人民のいかなる部分も、いかなる個人も、主権の行使を自己のために独占することはできない」と定められていることの再確認を求める。この改正による憲法院改革により、フランスにおいて主権者である人民に代わつて憲法裁判官が「裁判官政治」を行うことになる。また、政治部門に関わりなく、憲法院裁判官が任命されることはない。³⁷⁾ また、本改正案では、憲法院への提訴によつていかなる外国人もフランスの裁判を止め、フランスの法律を再検討することができるようになる。さらに、人権という概念を根拠に、憲法院が立法権も執行権も支配することが可能になる。今日、フランス人民は政治の駆け引きや政治階級に對して強い嫌悪感を抱いている。

ステイルボワは市民に提訴権を与えること自体を問題視している点で、他の議員の主張と大きく異なる。

ドウラットル (E. Dauterive) 議員は、次のように市民の提訴権拡大に理解を示す。³⁸⁾ 憲法院のいくつかの判決によつて、その問題はかなり早く解決するだろうことが明確である。誰でも皆、訴訟手段によつて憲法院へ提訴できることを期待している。このことは共和国大統領が発言したことであり、何日か前からラジオやテレビで行つた全ての公職の発言者が実際に繰り返し述べていることでもある。フランス人の期待を裏切らないためにも、訴訟手段による憲法院への提訴の現実の可能性を広げる私たちの修正案を検討しなければならぬだろう。法的に欠落した状態の方へ向かうというよりむしろ、(合意性審査に関する・筆者注) 条文を近代化することがこの六ヶ月の間に行われることを望む。なぜなら、たとえ弁護士や法学の教授たちが法律の作成に参加することができるとしても、実定法の中にも時代遅れで対応できな

い法律が存在することを知った上で、(合憲という・筆者注) 裁判の結果を待つ立法者によって期待を裏切られるだろうからだ。それ故、既存の規定をかなり早くに検討することを望む。

そして、ドウラットルにより、次のような修正案が提出された。

「憲法によって全ての人民に認められた基本的諸権利に関わる法律の規定は、選挙人名簿に正式に登録された市民一〇万人の署名を集めた際には、訴訟によって憲法院に付託される。」⁽³⁹⁾

この修正案については、アルパイヤンジュ (P. Arpaillange) 司法大臣が次のように反対している。⁽⁴⁰⁾ このような制度は、望ましくない。圧力団体のために合憲性審査の組織的な政治化へ進むであろう。政府提出法律案のように、裁判上その権利を擁護するために、追加的な手段を個人に認めることに関しては認められる。

また、トゥボン (J. Tonbon) 議員からは「裁判所に係争中の訴訟において、法律の規定は、合憲性を判断する憲法院に付託することができる。」という簡潔な規定が提案された。⁽⁴¹⁾

アルパイヤンジュは、政府提出法律案と根本的な意図が同じであることからトゥボンのこの修正案を支持し、さらに、基本的諸権利の観念が憲法条文の中に表されることが重要であるとの理由から、その修正案の「法律の規定」の部分に、「基本的諸権利に関する」を挿入することを提案した。⁽⁴²⁾

国民議会第一読会では、憲法六一条の改正案に関していくつかの修正案が提出され、様々な角度から審議された結果、冒頭の修正案が可決され、元老院第一読会へ送付された。

二 元老院第一読会

元老院第一読会修正案第一条

憲法第六一条は、末尾に、以下の内容を有する一項をもつて補足する。

「裁判所に係争中の訴訟において、一九七四年一月一日以前に制定され、かつその日以降に修正されなかった法律もしくは法律の性格を有する法文の規定は、憲法、もしくは一七八九年人および市民の権利宣言によって確認された、また一九四六年憲法前文によって確認され補完された基本的諸権利に影響を及ぼす場合には、憲法院に付託され、憲法院はその諸条文の合憲性について宣言する。」

元老院法律委員会のラルシエ委員長は、憲法六一条を補完するために、最終的に元老院第二読会で可決される右の修正案を提出した。⁽⁴⁴⁾

ラルシエは次のように述べる。⁽⁴⁵⁾ この修正は重要である。なぜなら、一九七四年以後の法律について違憲の抗弁が検討できないと考えるからである。従つて、一九七四年一月一日以前の法律についてのみ、基本的諸権利を侵害する条文について、訴訟当事者が違憲の抗弁を主張する可能性を持つことになる。

ここで、問題となっているのは、先述の一九七四年憲法改正であり、大統領、首相、国民議会議長、元老院議長に加えて、国民議会議員六〇名もしくは元老院議員六〇名にも憲法院への提訴権を認めたことである。先述の通り、これ以後、議員による提訴が増えており、実質的に予防コントロールが機能しているために、この一九七四年一月一日を基点に、ラルシエはその日以後に成立した法律および修正された法律が市民によって提訴されないよう、合憲性審査の及ぶ範囲を制限しているのである。

政府による修正案は、提案された先述の修正案から「一九七四年一月一日以前に制定され、かつこの日以降に修正されなかった」という文言を削除する。⁴⁶⁾

アルパイヤンジュ司法大臣は、元老院法律委員会の修正案を重要な修正としつつも、次のように述べる。「一九七四年憲法改正以前の諸条文について改正の領域に制限を設けたことについて、政府の同意は得られないであろう」⁴⁷⁾

また、アルパイヤンジュは、元老院の修正案による憲法院への提訴権者の拡大は、いわば合憲性の予防コントロール、すなわち審判前の審査を一般解放したと言うものの、次の統計を用いて問題提起する。⁴⁸⁾ 憲法院への提訴の頻度は一九七四年以降、顕著に増えたが、一九七四年一月一日と一九八九年二月三日の間に審判された通常法律の一〇、四％しか、憲法院へ提訴されていた条文はなかった。⁴⁹⁾

その結果、「一九七四年から今日までに審判され、憲法院に付託されなかった一〇〇〇件あまりの通常法律は、今回の改正によって計画されている抗弁方法による合憲性審査から逃れるのか」と、アルパイヤンジュは疑問を呈し、さらに、近年二五年間に作られた法律を、違憲の抗弁による合憲性審査の及ぶ範囲から外すことに正当性はないと強調する。⁵⁰⁾

元老院は、審査の可能な法律を制限することで、国民議会第一読会修正案との大きな違いを明らかにした。この修正案が国民議会第二読会へ送付された。

三 国民議会第二読会

国民議会第二読会修正案第一条

憲法第六一条の後二項は、以下の規定をもって置き換える。

フランス憲法院の人権保障機能の再検討（下）

「裁判所に係属中の訴訟において、法律もしくは法律の性格を有する法文の規定は、憲法院に付託することができ
る。ただし、その規定が、憲法によって、または、一七八九年人および市民の権利宣言によって承認され、また一
九四六年憲法前文が確認し補充した基本的諸権利に影響を及ぼす場合に限られる。」(以下省略)

国民議会法律委員会のサパン委員長は、元老院第一読会修正案に対して、最終的に国民議会第二読会で可決される右
の修正案を提出した。⁵¹⁾

そして、サパンは次のように述べた。⁵²⁾ 国民議会法律委員会の第一条修正案は元老院によって可決された修正案に大い
に発想を得た。特に、「法律の規定」よりもむしろ「法律もしくは法律の性格を有する法文の規定」の用語を考慮に入
れて提案する。

アルパイヤンジュ司法大臣は次のように述べる。⁵³⁾ 政府は国民議会法律委員会の修正案を採用するのに好意的である。
「法律の性格を有する法文」の観念を加えることで、「法律の規定」の観念を補完すると、合憲性審査の及ぶ領域に関す
るいくつかのあいまいさを取り除くことができる。実際、議会によって可決されたことで明確に法律の性格を有する法
文のみならず、憲法自身によって、判例によって、とりわけコンセイユ・デタの判例によって、議会とは別の権力機関
に由来する規定も今日考慮しなければならぬことを明らかにしなければならない。

つまり、アルパイヤンジュは、「法律の規定」というあいまいな表現に、「法律の性格を有する法文」という文言を加
えることで、議会の可決した明らかに「法律の性格を有する法文」とは別の、他の権力機関に由来する規定をも、「法
律の規定」の中に含まれることを明確にしたと主張しているのであろう。

また、アルパイヤンジュは、「法律の合憲性審査の全体的な一貫性を保つことが必要である」と言い、さらに、次の

ように述べる。⁵⁴⁾ごく僅かな法律しか審判前に憲法院によって審査されず、一九七四年から現在までの一〇〇〇件以上の法律がこのような審査から逃れてきたことを考慮すると、国民議会法律委員会の提案のように、抗弁方法による審査の対象を、一九七四年憲法改正以前の条文のみに審査の対象を制限しないことが不可欠である。

このように国民議会第二読会では、元老院第一読会の修正案の一部は検討され、受け入れられるが、審査の可能な法律の範囲を区切るといふ元老院第一読会の大幅な修正案は同意されず、冒頭の修正案が元老院第二読会に送られた。

四 元老院第二読会

元老院第二読会修正案第一条

憲法第六一条は、末尾に、以下の内容を有する一項をもつて補足する。

「裁判所に係争中の訴訟において、一九七四年一月一日以前に制定され、かつその日以降に修正されなかつた法律もしくは法律の性格を有する法文の規定は、憲法、もしくは一七八九年人および市民の権利宣言によって確認された、また一九四六年憲法前文によって確認され補完された基本的諸権利に影響を及ぼす場合には、憲法院に付託され、憲法院はその諸条文の合憲性について宣言する。」

元老院法律委員会のラルシェ委員長は、国民議会第二読会修正案に対して、後に元老院第二読会修正案となる右の修正案を提出し、次のように述べる。⁵⁵⁾審判前に積極的に、かつ望まれて審査の対象となつた法律は、法律の不安定さを作るかもしれない危険を冒して、みだりに触れてはならないと思わなければならない。

それに対し、アルパイヤンジュ司法大臣は、次のように反論する。⁵⁶⁾違憲の抗弁による合憲性審査が適用される領域を、

期間によって制限することは望ましくない。元老院によって提案される修正案のように、一九七四年以前の大変数多くの法律、多くの条文、節、項もしくは言葉の要素がその後全て修正されたとしても、その条文は適切なままであるうか。アルパイヤンジュは一九七四年以降に修正された法律が数多いために、結果的に違憲の抗弁の対象となる法律の範囲が狭められることを問題視する。他方、元老院第二読会では、フランスの伝統的な考え方である法律中心主義、すなわち議会の可決した法律に対する強い信頼から、審査の対象となる法律の範囲を制限することが望まれ、依然として、元老院は国民議会の修正案との大きな差異を埋めることはなかった。その結果、会期終了とともに一九九〇年憲法院改革案は中断したのである。

第四章 一九九〇年以後の市民への提訴権拡大に関する動向

前章の通り、一九九〇年憲法院改革は中断する結果となったが、このような提案が取り上げられ、議会で審議された意義は大きく、その後も市民への提訴権拡大に関する論議は続く。フランスでは、法律への信頼は依然として強く、憲法改正により憲法院による法律の合憲性審査の対象が拡大することに異議を唱える者も少なくない。

本章では、このようなフランスにおいて、一九九〇年以後今日まで、市民への提訴権拡大を中心とする憲法院改革に関してどのように論議されてきたのかについて検討したい。

そのために、まず、憲法院の役割に大きく貢献してきた元憲法院裁判官の見解を概観し、特に、憲法院の機能と市民への提訴権拡大に関する発言に着目したい。次に、一九九〇年以後、政府および議会では、市民への提訴権拡大に関する憲法院改革についてどのように検討されてきたのか、その動向を追う。特に、二〇〇七年から二〇〇八年にかけて、

再びこの改革が動き出しているので、注目していきたい。

第一節 元憲法院裁判官の見解

一 ヴデルの見解

ヴデル (G. Vedel) は、一九八〇年から一九八九年まで憲法院裁判官を務めた。

まず、憲法院の機能について、ヴデルは任命される前年の一九七九年に来日した際に行った講演で、次のように語っている⁽⁵⁷⁾。一九五八年の創設当初、憲法院の存在が重要性を帯びるとは、誰しも予想していなかった⁽⁵⁸⁾。それはフランスの伝統的な司法不信を理由としていたが、創設から約二〇年が経った今、憲法院制度は「将来どのような政治的変遷があっても保持されるであろう」⁽⁵⁹⁾。

他方、憲法院の違憲審査機能が積極化すると、一九世紀末から一九四〇年代までのアメリカにおける裁判官政治の問題も浮上する。しかし、ヴデルは次のように反論し、憲法院の変化した機能を支持する。憲法院の違憲審査権は審判前に限って行使されるのであり、特に通常法律に関しては提訴がない限り判断ができないため、その権限は広範ではなく、非常に限定されている⁽⁶⁰⁾。また、憲法院裁判官は、アメリカの裁判官のように個別意見を述べないため、憲法を「個人的選好に従い解釈することはない」⁽⁶¹⁾。

さらに、ヴデルは、憲法院裁判官が世論から広く支持されることを目指し、法的な権限の枠をはみ出さないように自ら律し、超越した立法者 (“super-legislateur”) になろうとは考えていないことを指摘する⁽⁶²⁾。

そして、講演の最後に、ヴデルは憲法院の進むべき方向性について、次のように述べて締めくくる。

「将来的には、憲法院の権限を拡大し権能を強化する憲法改正が行われるかも知れない。しかし最も肝要なことは、

同院がその進水後辿ってきた航跡の延長線上において、政治論争に巻き込まれた機関になるのを求めず、憲法保障者たるにふさわしい均衡を、とりわけ人権に関して、持することをわきまえることである。⁶³⁾

次に、市民への提訴権について、ヴェデルは、後述の一九九三年憲法改正案が提出された折、リュシエール(Luchaire)との共同執筆で、「違憲の抗弁」と題してル・モンド紙に次のような見解を載せている。⁶⁴⁾ この記事は、ソロン(solon)と記した上級官吏が発表した市民への提訴権に反対する意見に対する反論として掲載された。

憲法院裁判官は、国際協定に反する法律を排除することができるにも拘らず、憲法に反する法律を排除することができない。長い間、憲法院裁判官はこの状況を受け入れると思えるだろうか。

ソロンは、市民が法律を提訴することによって司法の不安定を引き起こすことに反対する。軽はずみに法律を廃止させることは問題であるが、今回の改正案は、法律の発効後提訴までに議会に対して二年の猶予を与えている。もはや市民に規定を提訴させないようにすることはできないであろう。

さらに、ほぼ全ての立憲主義国家では、違憲の抗弁は、どの裁判官にも、またどの憲法裁判所にも、取り上げられる。フランスは、この世界的な動きから外れたまま留まっていけないだろう。

ヴェデルは、当初フランス独自の制度である事前審査制にこそ憲法院の役割として意義があるように述べているが、一九九三年の発言においては市民への提訴権拡大を強く支持している。

二 バダンテールの見解

先述の通り、ヴェデルを強く支持するバダンテールは、中断した一九九〇年憲法院改革案をどのように受け止めているのだろうか。

バダンテール (R. Badinter) は、一九八六年から一九九五年まで憲法院裁判官を務め、先述の通り一九九〇年の憲法院改革の渦中にいた。その改革案廃案の二年後、バダンテールは「違憲の抗弁、市民に必要な保障」と題した対談の中で、おおよそ次のように述べている。⁶⁶⁾

今、違憲の抗弁を認める事後審査制により、法律の合憲性審査の事前審査制を補完しなければならぬ。すなわち、もし法律が憲法院によって「事前に」審査されなければ、全ての裁判所に法律の合憲性の問題を提訴することを、全ての訴訟人に認めなければならないと考える。

憲法院への提訴の現行手続は十分ではない。通常法律の場合、憲法院は提訴されたことしか審査することはできない。確かに、六〇名の国民議会議員および六〇名の元老院議員に提訴を認めた一九七四年一〇月二九日憲法的法律は、より多く、より体系的に法律の合憲性審査を認めた。その結果、議員によって数多くの提訴が行われるようになった。それらは、政治的性格を持つ。もし法律が政治的な議論の中心でなければ、憲法院はほとんど提訴されない。従って、政治的に注目されない法律は提訴されることはなく、その法律の合憲性は審査されなまま存在することになる。

その状況を排除するために、違憲の抗弁は、憲法に反して立法され、憲法院が知ることのできなかった規定を採知することを目的とする。私たちは違憲の法律が市民を侵害すると気づくのは、その法律が効力を発生した後であるから、違憲の抗弁を認める意義は大きい。

一九七四年一〇月二九日憲法的法律が効力を持ち始めた以前の有効な法律の巨大な総体がある。すなわち、合憲性審査が不可能もしくは例外的であった時期のものである。

確かに、憲法院は、立法者によって修正の際に提訴されれば、法律の合憲性を審査しうる。しかし、それは非常に部分的である。市民の基本的諸権利の侵害を含むにも拘らず、審査されていない法律が存在し続ける問題がある。

もしこの欠点を改善するようになるなら、最もよい方法は、市民にそのような法律の審査を請求することを認めることである。従って、全ての裁判所に違憲の抗弁を取り上げられることを認めなければならないと考えるのである。

この改革を実現するために作られた一九九〇年の憲法的法律の政府提出法律案は、国民議会によって可決された。元老院は、この改革案を審議することは検討に値するとしつつも、別個修正案を可決したのである。そのため、法律案の往復 (navette) はそこで止まった。従って、この改正は今のところ中断したままである。

具体的な法律の審査の手続については、司法系統、行政系統および憲法院が集中して行う。全ての訴訟当事者は、憲法院によって合憲性が確認されなかった法律について違憲の抗弁を行うことになる。このように、法律の合憲性の問題は、専ら専門家、学者に留保されたテーマではなくなり、それらは現実に司法弁論の争点となるのである。このことは司法制度にとって重要と思われる。なぜなら、服すべき基本的諸権利の擁護は裁判官の任務の中心だからである。

違憲の抗弁を受け入れることになる裁判所は判決を下すのを延期しなければならない。その抗弁は、関連裁判所に応じてコンセイユ・デタもしくは破毀院に付託される。コンセイユ・デタもしくは破毀院がその抗弁に根拠があると判断すれば、憲法院に付託し、最終的に憲法院は単独で解決する。従って、法解釈の一貫性は保障されることになる。

破毀院と同様コンセイユ・デタは、大変短い期間に判断を下す。憲法院は早く判決することに慣れているが、憲法院もまた、短い期間で判断を下さなければならぬだろう。従って、引き伸ばされる手続の危険は限定される。

このような制度改革の後でも、重大な諸法律は、確実に審判前に憲法院に付託され続けるので、違憲の抗弁は補足的な役割でしかないと考えられる。

実際に、具体的な制度改革の内容を決定していくのは、立法府の義務である。

また、市民は直接憲法院へ提訴できるのではなく、法律の合憲性の問題は、裁判所に対して違憲の抗弁による訴訟で

しか取り上げなくてはならないと考える。直接の提訴が可能としても、多数は受け入れがたい、もしくは全く根拠がないという大量の付託の抗弁が訴えられることになることが予想できるので、認められない。

他方で、現行法律の違憲性の宣言によって、法律に対する過度の不安が市民の間で生じると批判されるが、数多くの国、特にヨーロッパで違憲の抗弁を実践しているので、その問題は払拭される。

最後に、市民への提訴権拡大の早期実現を望む。そのための制度がいずれフランスにおいても導入されると予測できる。この制度改革は市民の自由と基本的諸権利の必要性を保障するだろう。

一九九〇年憲法院改革案はバダンテールの発言に端を発し、その改革が推し進められていたので、バダンテールは右のように市民への提訴権拡大について具体的に検討していることがうかがえる。

三 ロベールの見解

憲法学者のロベール (J. Robert) は、一九八九年、国民議会議長ファビウス (L. Fabius) によって任命され、九年間憲法院裁判官を務めた。

ロベールは、憲法院で行われた樋口教授との対談の中で、憲法院裁判官の役割について次のように述べている。⁶⁷⁾ 憲法院裁判官は少数意見を表明しないので、たとえ各々が異なる意見を持っていたとしても、全員一致で行うことにより、「連帯責任をとり、判決の権威を支える」のである。⁶⁸⁾ また、判決を下す際の世論への影響について、憲法院裁判官は、「フランス人民の名において、しかし世論にかかわらずなく判決を下す」⁶⁹⁾。

さらに、ロベールは、現行の事前審査制について次のように述べる。この制度は法律の安定性を担保し、法律は一般意思の表明であると考えられるフランス人にとって、その伝統に合っている。⁷⁰⁾ 「しかし、市民の自由を保障しようとする制

度が市民の提訴をみとめていない」というのは論理に合っていない。⁷¹

従って、一九九〇年の憲法院改革案についてもロベールは言及し、「事前審査をやめるのではなく、事前審査の対象にならなかった法律について通常裁判所からの送付をうけて憲法院が審査する方式をもつくる」ことに賛同すると述べる。⁷²

また、ロベールは、在任中に来日し、「基本的人権の擁護者としてのフランス憲法院 (Le Conseil constitutionnel français, gardien des libertés fondamentales)」と題した講演を行っている。その中で、憲法院への提訴権を市民に与えることについて、次のように問題提起している。⁷³

果たして、市民に法律の合憲性を提訴することを認めるべきなのか。もし認めるならば、どの段階で訴訟を提起するのか。直接憲法院へ提訴することを認めるのか。それとも間に何らかの機関を経由して、間接的に憲法院が審査を付託されるのか。その間にはどのような機関が入るのがよいのか。さらに、判決の既判力はどうになるのか。判決の効力は全ての人に及ぶのか、それとも提訴した本人にのみ及ぶのか。

これらの問題を重ねて議論し、市民の提訴要件およびその効果を明確にする必要性を、ロベールは示唆している。そして、講演の最後で、ロベールは憲法院の人権保障機能について、以下のように締めくくっている。

「憲法院の任務は、おそらく、市民が人権保障のメカニズムの中に入ることができたときに、はじめて全体として完全なものになるといえるでしょう。というのは、結局は、憲法院が存在しているのも、市民のためであり、また、われわれが皆、仕事をしてきましたのも、明らかに、ただただ市民の利益のためであったからなのです。」⁷⁴

ヴェルと同様、ロベールも、憲法院の判決が信頼されるのは、個別意見、少数意見など個々の裁判官の意見が表明されないことを理由として挙げている。また、ロベールは、市民への提訴権拡大に関しては議論し、解決すべき問題を提

起し、バダンテール同様、制度改革に関する立法府の判断を求めている。

四 ルノワールの見解

一九九二年に初の女性憲法院裁判官として任命され、九年間の任期を務めたルノワール (N. Lenoir) は、退官直後の二〇〇一年、対談の中で憲法院の役割と市民との関係について次のように語った。²⁶⁾

まず、この憲法院の制度は、多くの国が採用する憲法裁判所より政治権力に直面する。第一の理由は、政治家からしか憲法院は提訴されないことである。第二の理由は、憲法院が大統領の審署前に、一ヶ月という大変短い期間で法律を事前審査することである。このように、憲法院は、他国の機関よりも強く「政治的決定の過程に介入する」方向に行く。裁判官は、やむをえず、立法者に対して「後見人」の役割を務めてきた。

この政治的役割は、フランスの政治体制において、一般意思の優位の名の下に、「市民に対して基本的諸権利を保障する」ことではなく、「憲法制定権力」の化身として、立法者より上位の市民の主権を守ることを任されている。また、憲法院はこの制度の歴史と結びついている。創設者ド・ゴール (Ch. de Gaulle) によれば、議会が「一九五八年憲法の定める権限領域からはみ出さない」ことに、憲法院は特に注意しなければならなかった。

憲法院は大きく変わり、憲法裁判所と同様にならなければならなかったことは事実である。一九七一年七月一六日結社の自由判決を転機として、一九五八年憲法だけでなく、一七八九年人権宣言および一九四六年憲法前文も含めた「憲法ブロック」を根拠として、基本的諸権利を保障することを任務とする。

将来に向けた視点として、現行制度のように、法律の抽象的審査の手続をもたらして、社会から遠ざかることで満足することができるだろうか。そのため、違憲の抗弁という狭いフィルターを通して憲法院に提訴する機会を設けること

は、真剣に検討され、法律の事後審査の制度を設ける改正についても考察されている。

ルノワールは、ロベールと同様に、市民に代わって憲法院が権限を行使していることを強調している。現在も憲法院の政治的側面は否めないとしつつも、一九七一年結社の自由判決以後における人権保障機能の側面を、憲法院の役割として重要視していることがうかがえる。

第二節 政府および議会の動向

一 一九九三年の動向

一九九三年の憲法改正案は、ミッテラン大統領主導の下、バラデュール (E. Balladur) 新政府によって二つ提出されており、市民への提訴権拡大に関しては先の政府提出法律案の中に挙げられていた。⁽⁷⁾ その法律案は、主に司法機関および憲法院の改革を目指したものであった。⁽⁸⁾

その前年一九九二年一月には、ミッテランは、元老院議長モノリ (R. Monory)、国民議会議長エマニュエリ (H. Emmanuelli)、憲法院長バダンテール (R. Badinter) に対して書簡を送っている。⁽⁹⁾ その中で、市民の憲法院への提訴権について、次のように述べている。

「一九九〇年に私は、審署後の法律が市民の自由に反すると市民が判断した場合に、憲法院への提訴を市民に認めるために、議会に(憲法・筆者注)改正案を提出しました。(廃案にはなりませんが・筆者注)その改正案の検討を終えさせなければならぬことは何もあります。この提案は国民議会によって完全に認められていました。元のままのその議論を再開するだけで十分なのです。」⁽¹⁰⁾

そして、一九九三年二月、先述の通り憲法院裁判官も務めたことのあるヴェデル (G. Vedel) を委員長とする憲法改正

のための諮問委員会によって、憲法改正案が提出された。⁽⁸¹⁾ 市民への提訴権拡大に関する提案は、全ての人の権利を保護することを目指し、一九九〇年に議会に提案された規定をほぼそのまま再び取り上げている。⁽⁸²⁾ 訴訟当事者の請求によって、コンセイユ・デタもしくは破毀院は、憲法院に付託することができる。憲法院へ移送されるのは、法律の合憲性を対象とし、司法機関に取り上げられた中で憲法院によって先決すべき合憲性の問題が存在する場合である。また、委員会は提案された改革において、合憲性が疑わしいとされる法律の審査を行うには、議会に二年の期間を残す必要性があると考えた。さらに、手続を修正する組織法律については予審裁判機関の前にそれを訴えることを認めない旨、提案した。

以上のような検討の結果、委員会は次の諸条文を提案した。

「六一条の一 憲法によって全ての人に認められている基本的諸権利を侵害する法律の規定は憲法院に付託することができる。

憲法院は、当事者の請求によって、コンセイユ・デタ、破毀院もしくはそのいずれにも属さない全ての裁判機関からの移送により付託される。」⁽⁸³⁾

「六一条二項 六一条の一を理由として違憲の宣言がなされた規定は廃止される。当該規定は進行中の手続において適用されない。」⁽⁸⁴⁾

しかし、一九九三年の議会の動向としては、一九九〇年の時よりも後退した形で終わった。すなわち政府は、この市民への提訴権拡大に関する憲法改正案に緊急性はないとして、先に提出を受けた元老院第一読会の審議の後に同提案を撤回したのである。⁽⁸⁵⁾

二 二〇〇一年の動向

二〇〇一年七月一日・二日のル・モンド紙では、「憲法院への提訴を市民に認めるための改正の方向へ」と題した記事が掲載された。⁽⁸⁶⁾

二〇〇一年は一九〇一年結社の自由に関する法律の一〇〇周年の年であり、憲法院の存在価値を改めて思い出させるよい機会となった。⁽⁸⁷⁾そして、記事は次のように続く。「一九五八年憲法で創設された憲法院は、一九七一年以後しかフランスの制度上、政治上、実際、真に必要なとされることはなかった。その一九七一年七月一六日の判決で、結社の自由の憲法的価値を認めることによって、憲法院は、憲法的価値のあるさまざまな基本的諸原理に関する法律に対して合憲性審査を拡大した。」⁽⁸⁸⁾

先述の通り、一九七一年結社の自由判決は、憲法院が人権保障機能を持つことを明確にし、その存在意義を大きく変化させた。この結社の自由に関する法律の一〇〇周年をきっかけに、再び論議されることになった憲法院への市民の提訴権について、本記事では以下のように書かれている。⁽⁸⁹⁾

この「結社の自由と権利」のテーマについて、この六月二九日と三〇日に討論の場が設けられ、そこには、保革共存（Colabitation）の状況下にあった当時のシラク（J. Chirac）大統領と同じくジョスパン（J. Jospin）首相も参加していた。

この場で、ジョスパンは訴訟当事者がせめて間接的にでも憲法院に提訴できるよう再び議論を喚起した。「フランスの市民は、すでにヨーロッパのレベル、特に権利と自由の保護に関して、法律を（国際・筆者注）協定上の審査に働きかけられるにも拘らず、フランスの裁判官に対しては立法規定の違憲性について異議を申し立てることができない。」
「フランス法において違憲の抗弁に個人的に好意的である」と言明した。

すなわち、ジョスパンは、先述のミッテランと同様、ヨーロッパ人権裁判所への提訴が可能になっているにも拘らず、フランス国内で違憲の抗弁が認められないことを問題視し、市民への提訴権拡大が望まれると述べているのである。

ただすぐに、ジョスパンは予め急いで結論を出さないよう注意を喚起した。しかし、彼は続けて、「違憲の抗弁の仕組みは平等と思われる」と指摘した。このように、裁判によって市民が法律に対して異議を唱えることで、立法者は憲法に規定されている基本的権利もしくは自由を正しく理解しなかつたか否かに気づく。

フランスの二つの最高裁判所による移送のフィルターという制限は、「法律の一般的かつ永続的な再検討の危険を避けるものである」とジョスパンは明言する。

そして、「私の強い関心は、今日提案することが正当だと思われる保護を市民に与えることである。」と彼は再び強調した。

この記事は、二〇〇二年の大統領選に、現在そのように提案しているジョスパンが候補者となったことは、法治国家(Etat de droit)の新たな進展のために有効なものであると締めくくるが、再び憲法院改革が進むかと思われた矢先、二〇〇二年の大統領選でジョスパンは敗北したために、政権から去ることになり、その構想が実現されることはなかった。⁹⁰⁾

三 二〇〇七年から二〇〇八年の動向

一九五八年憲法が翌年に五〇年の節目を迎える二〇〇七年、五月六日の選挙によって新たに大統領に選ばれたサルコジ(N. Sarkozy)は、現行制度改革のために同年七月一八日にバラデュール(E. Balladur)を委員長に任命し、「第五共和制の諸制度の近代化をはかり均衡を回復することについて再考し提案するための委員会(Comité de réflexion et

de proposition sur la modernisation et le rééquilibrage des institutions de la Ve^{me} République)」を設置した。

同年一〇月二十九日、同委員会は憲法改正について七七の提言⁽⁸¹⁾をし、その中で市民のための新たな権利として一六のテーマを挙げた。その一つに、「基本的諸権利と合憲性審査」と題して「司法手続の一環として違憲の抗弁を取り上げることを訴訟当事者に認める」提案をした。そして、憲法六一条一項と同六二条の改正案を提起している。

二〇〇八年四月二三日、「第五共和制の諸制度を近代化するための憲法的法律の政府提出法律案」が大臣会議で可決され、二日後、国民議会に提出された。市民への提訴権拡大については、次のように提案理由を述べている。⁽⁸²⁾

六〇名の国民議会議員および六〇名の元老議員に憲法院への付託を拡大した一九七四年改正は、その当時、法治国家の重大な進歩を示した。本提案の第二六条および第二七条において、違憲の抗弁によって既に審署された立法規定の合憲性について異議を唱える余地を訴訟当事者に与えることは、さらなる段階を越える提案となる。

法律の合憲性に関する事後審査は憲法院に任せ、それほど深刻かつ困難ではない問題の場合には、コンセイユ・デタもしくは破毀院に移送する前に、行政系統および司法系統の諸裁判所が提訴された問題を退ける。この二つの最高裁判所はそれぞれ、その領域に応じて、憲法院に移送する前にフィルターの役割を滞りなく行う。このように、司法の安定の要求、議会の尊重、憲法院を滞らせないようにする必要性、そして基本的諸権利の保護の進歩が、この制度に委ねられる。

その結果、同委員会は第二六条で次のように規定する。

「憲法第六一条の後に第六一条の一として、次のように書き加える。

『第六一条の一 裁判所に係争中の訴訟において、現行憲法が効力を発する後に審署された立法規定が、憲法の保障する権利や自由を侵害していると主張される際には、コンセイユ・デタもしくは破毀院の移送によってこの問題を憲法

院に付託することができる。』⁹⁵⁾

先述の一九九〇年憲法改正案とは異なり、この改正案は一九五八年憲法以後の法律に限って審査対象としている点に着目されよう。

二〇〇八年四月二四日のル・モンド紙では、この提案について、「フランス人は憲法院への提訴が可能になるだろう」と題する注目される記事が掲載された。⁹⁶⁾

憲法的法律の政府提出法律案は、フランス市民にとって新たな権利、すなわち裁判所に違憲の抗弁を提起する可能性を築いた。この権利によって、市民は、基本的諸権利を侵害されたと判断する時、法律の合憲性の問題を取り上げるこ

とが許される。コンセイユ・デタはその意見に反対したが、サルコジはこれに応じなかった。
さらに、二日後、四月二六日のル・モンド紙では「憲法の『アメリカ的』改正」と題した、おおよそ次のような改正に批判的な記事が書かれた。⁹⁷⁾

無駄で、退屈で、かつ理解できないと思われる論争がある。それは、第五共和制の現代化が問題になっており、サルコジが公約としている憲法的法律の政府提出法律案のことであるが、今までのところ余り十分に議論されていない。

それは、成年に達したフランス市民が、基本的諸権利を侵害しうる全ての権力機関に対して、その権利を擁護することが認められる問題である。この問題の規定の中には、一七八九年革命から生じた、フランス民主主義体系の崩壊が推察される。

それは違憲の抗弁と呼ばれる。近いうちに議会で審議されるであろう改正のこの論点が採択されれば、裁判官によって適用させられた法律に不満を抱く人は、憲法が保障する権利の名の下で、法律に対し異議を唱えることを試みる事ができるだろう。アメリカと同じように？

このような改正が行われると、取り返しがつかない。フランスの民主主義が問題になるのはいつも、同時代に大西洋とは反対側で光が生まれた他の制度と比較した結果であり、その対立ある制度に関する報告書を元に今回も議論が進められてきた。アメリカにおける権力の均衡は、違反した法律が市民に適用されれば、行政のみならず、連邦議会に対しても、市民が権利を行使する可能性を与えている。

一九七四年、ジスカル・デスタンは、六〇名の国民議会議員もしくは六〇名の元老院議員に対して、審署前の法律全てを憲法院に提訴できる権限を与えることを議会に採択させた。しかし、現在では、効力を持つ法律を憲法院に付託する可能性を全ての市民に広げる問題が浮上しているのである。かつてバダンテールのイニシアチブで、革命二〇〇周年の年に、一九八九年に提案された法律案が甦ることになる。

この記事では、一九九〇年憲法改正案の審議において、元老院では、伝統主義者が、特にゴーリストが提案を公然と反対するのではなく、国民議会にとって受け入れがたい修正案を提案したことで、その憲法院改革を失敗させたというバダンテールの回想が紹介されている。

今回の改正案が一九九〇年と同様に廃案となってしまうのか、それとも受け入れられるのか、フランス憲法院の人権保障機能の発展段階における議会の動向として、二〇〇八年憲法改正案の審議経過が注目される。

むすび

憲法は制定の時から歳月を経るにつれ、その統治構造の変容を求められる⁹⁶。それ故、一定の時期ごとに社会の変化に目を向け、現実に見合った統治構造を再検討する必要がある。

フランスでは、この五〇年の間、憲法院裁判官はその時々々に求められる、もしくは時代の先を行く反応を自ら示すことで、憲法院の存在意義を示し、その信頼を築き上げてきた。そうした結果、憲法院は、フランス憲法史上初めて実効的な違憲審査機能を行使するようになった。一七八九年の革命以来長い間、「議会による、人権保障」が浸透していたフランスにおいて、憲法院という創設間もない新たな機関が、議会の可決した法律を審査するという「議会に対する、人権保障」を行うようになったのである。

そして、一九九〇年に憲法院改革論議が巻き起こり、さらなる憲法院の機能の活性化が求められた。憲法院は、創設から約一〇年後の一九七一年に、判決という手段で裁判官自らの手により人権保障機能を持つ機関に変貌を遂げ、その後一九七四年に提訴権が一般の議員にも広がるものの、制度そのものを変換させることなく、人権保障機関としての地位を確立し、その役割を議会・政府をはじめ周囲に認識させていった。そして、創設約三〇年後の一九九〇年には、憲法院の機能とそれに対する信頼は周知のとおりであり、市民の訴えによって法律の合憲性審査が行われるよう憲法院制度をも大きく変える改革案が浮上したのである。

フアボルーは一九九八年に来日した際に、「憲法裁判の比較——アメリカ型とヨーロッパ型」⁽¹⁰²⁾、「二つの憲法裁判モデル」⁽¹⁰³⁾と題した興味深い二つの講演を行っている。それは、一八世紀後半に生まれた憲法は世界共通の発源であるにもかかわらず、なぜ憲法裁判に関しては司法審査制度のアメリカ型と憲法裁判制度のヨーロッパ型という異なる二つの制度に分かれたのかという問題についてである。⁽¹⁰⁴⁾

異なる制度が創設される前提として、フアボルーはそれぞれの歴史の違いから、ヨーロッパで長い間法律の審査が認められなかったと説明する。⁽¹⁰⁵⁾ アメリカ合衆国では「法律は植民地権力である英国の権力の行為」⁽¹⁰⁶⁾であったが、それに対し、ヨーロッパでは、革命以来「法律は、人民の意思の表明である議会から由来するゆえに、神聖な行為」と受け取ら

れていたのである。しかし、第二次大戦中の独裁制が法律により市民の権利を侵害した事実により、法律は「その威信prestigeを失った」⁽¹⁰⁸⁾。その結果、ヨーロッパでも、法律を審査する必要があると考えられるようになったのである。

しかし、ヨーロッパは、先に制度として確立していたアメリカの司法審査を取り入れることはしなかった。その制度的な理由について、ファボラーは次のように述べている。⁽¹⁰⁹⁾それは、ヨーロッパの訴訟担当裁判官は、司法審査を行うのに適していないことである。アメリカの裁判官は、「選ばれるにせよ、任命されるにせよ、選ばれた政治権力の承認を得ている」のに対し、ヨーロッパの訴訟担当裁判官は、「キャリアの裁判官」であり、いわば公務員でもある」ことを理由として挙げている。⁽¹¹⁰⁾そして、司法審査はコモン・ローの国のように司法領域の統一が行われていなければ機能しないと言っているのである。⁽¹¹¹⁾その結果、ヨーロッパでは、異なる新たな制度が見出される。それがケルゼンの考案した「憲法裁判のヨーロッパ型」であり、フランスではその一形態として憲法院という独自の制度が創設されたのである。

以上論じてきたように、常に自国の制度と他国の制度の相違点を踏まえて、フランスの違憲審査制が現在に至るまで進展してきた結果、憲法院の人権保障機能は今後も確実に拡大の方向へ進むであろう。⁽¹¹²⁾とりわけ、市民への提訴権拡大の可能性に関しては、ようやく違憲の抗弁が射程距離に入った今日、まずは二〇〇八年の第五共和制の制度改革に関する憲法改正案について、その審議が待たれるところである。その議会の審議経過を今後の検討課題としたい。⁽¹¹³⁾そして、その過程で、フランスは独自の制度を維持し続けるのか、それとも他国の制度に類似する制度に歩み寄るのか、その選択する方向性にも目を向けていきたい。

(1) ピーター・モリス(土倉莞爾ほか訳)『現代フランスの政治』(見洋書房、一九九八年)三七頁。

(2) L'entrelien télévisé du président de la République: M. Mitterrand veut élargir la saisine du Conseil constitutionnel, *Le Monde*, 16-17 juillet 1989,

- (3) 一九九〇年の憲法改正案に関する邦語文献として、辻村みよ子「ミッテラン時代の憲法構想——フランスの改憲動向をめぐって——」日仏法学一九号（一九九五）二四頁以下、今関源成「挫折した憲法院改革——フランスにおける法治国家（Etat de droit）論——」高柳信一先生古稀記念論集『現代憲法の諸相』（専修大学出版局、一九九二）三六三頁以下、矢島基美「一九九〇年フランス憲法院提訴権改革法案——憲法的法律ならびに組織法律——」徳島大学論叢三七号（一九九二）三二九頁以下参照。
- (4) A. Rollat, La proposition de réforme constitutionnelle de M. Mitterrand : Le droit du citoyen devant la loi, *Le Monde*, 16-17 juillet 1989, p. 1.
- (5) *Le Monde*, 16-17 juillet 1989, p. 7.
- (6) *Ibid.*
- (7) *Ibid.*
- (8) *Ibid.* 一九九〇年憲法改正案では、憲法院は行政裁判系統および司法裁判系統によって付託されることから、「通常裁判官と憲法裁判官の間の対話を制度化」することが検討されていた。ヴェロニック・カブレラ・ジメノ（稲葉実香訳）「フランスにおける裁判諸機関の相互関係」日仏公法セミナー編『公共空間における裁判権——フランスのまなざし——』（有信堂、二〇〇七）一四九頁。
- (9) Le programme commun de gouvernement établi par les délégations du parti socialiste et du parti communiste français, *Le Monde*, 29 juin 1972, p. 7. 邦語文献では、中村五雄「フランス社会党・共産党共同政府綱領」レファレンス二六四号（一九七三）一一一頁、松宮龍起・稲本洋之助『統一戦線と政府綱領——フランス共社共同政府綱領文献集』（新日本出版社、一九七四）二七六頁（ただし、ここでは「最高法院」と訳されている）、樋口陽一『現代民主主義の憲法思想——フランス憲法および憲法学を素材として——』（創文社、一九七七）二四〇—二四一頁参照。
- (10) 松宮・稲本、同上。
- (11) ジャック・ロベール（辻村みよ子訳）「フランス憲法院と人権保障」法学教室一八五号（一九九六）三六頁。
- (12) D. Rousseau, *Sur le Conseil constitutionnel. La doctrine Badinter et la démocratie*, Descartes & Cie, 1997, p. 15. バダンテールは、司法大臣であった一九八六年に、死刑廃止法律案を「血の滲むような努力で」成立に導いた。このことから、バダンテールの人権保障に対する強い信念がうかがえる。郷原佳以「報告『殺して終わり』の欺瞞性——死刑廃止をめぐるヨーロッパの経験」シンポジウムに参加して——」未来四八三号（二〇〇六）一〇頁。
- (13) R. Badinter, Du côté du Conseil constitutionnel, *R. F. D. A.*, n° 2, 2002, pp. 207; D. Rousseau, *op. cit.*, pp. 166. 深瀬忠一「フランスの公法学の

第一人者ジョルジュ・ヴェデル教授の貢献「ジュリスト二二五二号(二〇〇三)一六九頁以下。

- (14) 一九八一年選挙で大統領がジスカール・デスタンからミッテランに代わり、その後、ミッテラン大統領は一九八八年の大統領選挙で再選を決める。議会多数派も、一九八〇年には右派、一九八一年から一九八六年までは左派であった。そして、一九八六年から一九八八年までは右派が議会多数を占めたため、政府は保革共存(Conhabitation)の状況となった。一九八八年以後は再び左派が議会多数を占めた。R. Badinter, *op. cit.*, p. 207.
- (15) Conseil constitutionnel, Décision n° 81-132 DC du 16 janvier 1982 et n° 82-139 DC du 11 février 1982, *Rec. 18, R. J. C. I-104 et Rec. 31, R. J. C. I-121, L. Favreau et L. Philip, Les grandes décisions du Conseil constitutionnel*, 12^e éd., Dalloz, 2003, pp. 457.
- (16) Conseil constitutionnel, Décision n° 86-207 DC du 26 juin 1986, *Rec. 61, R. J. C. I-254, L. Favreau et L. Philip, op. cit.*, pp. 661.
- (17) R. Badinter, *op. cit.*, p. 207; D. Rousseau, *op. cit.*, p. 166, 167.
- (18) ヴェデルの報告を元に、一七八九年人権宣言一七条の財産権の保障が私有財産のみならず、国有財産にも及ぶと、憲法院は民営化法判決で判示したのである。このヴェデルの最終報告書が満場一致で受け入れられた際、全ての憲法院裁判官による拍手喝采が自然とヴェデルに対して起きたと、バダンテールは言う。R. Badinter, *op. cit.*, p. 207; D. Rousseau, *op. cit.*, pp. 166.
- (19) R. Badinter, *op. cit.*, p. 207.
- (20) G. Vedel, Le Conseil constitutionnel, gardien du droit positif ou défenseur de la transcendance des droits de l'homme, *Foucaults*, n° 45, 1988, p.151.
- (21) G. Vedel, Neuf ans au Conseil constitutionnel, *Le Débat*, n°55, 1989, p.52.
- (22) R. Badinter, *op. cit.*, p. 210.
- (23) J.-M. Colombani et M. Kagman, Un entretien avec M. Robert Badinter, *Le Monde*, 3 mars 1989, p. 1.
- (24) *Ibid.*
- (25) *Ibid.*
- (26) *Le Monde*, 3 mars 1989, p. 2.
- (27) *Ibid.*
- (28) 本稿では「loi organique」を「直訳のままに」「組織法律」と訳している。loi organiqueは「憲法附属法」とも訳され、「国政の組織と運営に

必要な規範、すなわち実質的意味の憲法に属する法規範であって、憲法典を補充する意味をもつ規範又はそれを内容とする議会制定法」を意味する重要な存在である。大石眞『憲法秩序への展望』(有斐閣、二〇〇八)九―一二頁。

- (29) B. du Granrut, *Faut-il accorder aux citoyens le droit de saisir le Conseil constitutionnel?* : Annexes : *Projet de loi constitutionnelle portant révision des articles 61, 62 et 63 de la Constitution et instituant un contrôle de constitutionnalité des lois par voie d'exception*, *Projet de loi organique modifiant l'ordonnance n° 58-1067 du 7 novembre 1958 portant loi organique sur le Conseil constitutionnel*, *R. D. P.*, n° 2, 1990, pp. 326.
- (30) B. du Granrut, *op. cit.*, pp. 326.
- (31) B. du Granrut, *op. cit.*, p. 333, 334.
- (32) B. du Granrut, *op. cit.*, pp. 328.
- (33) L. Favoreu, *L'élargissement de la saisine du Conseil constitutionnel aux juridictions administratives et judiciaires*, *R. F. D. C.*, n° 4, 1990, p. 581.
- (34) L. Favoreu, *op. cit.*, pp. 581. 一九九〇年憲法改革法律案の審議経過については、矢島・前掲注(30)三三三頁以下に詳細が記されている。
- (35) 憲法四五条一項に基づいて、原則として全ての法律案は同一の条文について両院で審議・採択されなければならない。両院が一致するまで往復する。
- (36) *J. O.*, *Débats parlementaires*, *Assemblée nationale*, 25 avril 1990, p. 689.
- (37) *J. O.*, *Débats parlementaires*, *Assemblée nationale*, 25 avril 1990, p. 690.
- (38) *J. O.*, *Débats parlementaires*, *Assemblée nationale*, 25 avril 1990, p. 690-691.
- (39) *J. O.*, *Débats parlementaires*, *Assemblée nationale*, 25 avril 1990, p. 713.
- (40) *J. O.*, *Débats parlementaires*, *Assemblée nationale*, 25 avril 1990, p. 714.
- (41) *J. O.*, *Débats parlementaires*, *Assemblée nationale*, 25 avril 1990, p. 713.
- (42) *J. O.*, *Débats parlementaires*, *Assemblée nationale*, 25 avril 1990, p. 714.
- (43) *J. O.*, *Débats parlementaires*, *Assemblée nationale*, 25 avril 1990, p. 713. (3) 「基本的諸権利」の内容について、アルバイヤンジュはマボールの言葉を引用し、説明している。「『基本的諸権利』と言う表現は、…憲法ブロックによって保護される自由と権利を指し示している。」
- (44) *J. O.*, *Débats parlementaires*, *Assemblée nationale* 25 avril 1990, p. 714 - 715.

- (45) *Ibid.*
- (46) *Ibid.*
- (47) J. O., Débats parlementaires, Sénat, 13 juin 1990, p. 1591.
- (48) *Ibid.*
- (49) *Ibid.*
- (50) *Ibid.*
- (51) J. O., Débats parlementaires, Assemblée nationale, 21 juin 1990, p. 2784.
- (52) *Ibid.*
- (53) *Ibid.*
- (54) *Ibid.*
- (55) J. O., Débats parlementaires, Sénat, 28 juin 1990, p. 2224.
- (56) *Ibid.*
- (57) 近藤教授がこの講演の内容を訳出している。ジョルジュ・ヴァデル(近藤昭三訳)「フランス憲法院の判例」自治研究五七巻一号(一九八一)一五頁以下。
- (58) ヴァデル・前掲注(57)三四頁。
- (59) 同上。
- (60) ヴァデル・前掲注(57)三五頁。
- (61) 同上。
- (62) 同上。
- (63) 同上。
- (64) G. Vedel et F. Luchaire, Réponses à Solon : L'exception d'inconstitutionnalité, *Le Monde*, 11 juin 1993, p. 2. 勝山教子「フランソワ・ミッテラの改憲構想(一九九三年七月二七日憲法改正(二・完)——司法官職高等評議会の改革と共和国法院の創設——」同志社法学四五巻四号(一九九三)一二二頁以下。

- (65) ソロンというペンネームは「多くの高級官吏が使う」。勝山・前掲(64)一八頁。
- (66) J. Béguin, *Entretien avec Robert BADINTER : L'exception d'inconstitutionnalité, garantie nécessaire du citoyen, La Semaine juridique*, n°20, 1992, pp.229.
- (67) ジャック・ロベール・樋口陽一「〈インタヴュー〉ジャック・ロベール氏に聞く―フランスの違憲審査制」ジュリスト一〇三七号(一九九四)一一八頁以下。
- (68) ロベール・樋口・前掲注(67)一二〇頁。
- (69) 同上。
- (70) ロベール・樋口・前掲注(67)一二二頁。
- (71) 同上。
- (72) 同上。
- (73) 辻村教授がこの講演の内容を訳出している。ジャック・ロベール(辻村みよ子訳)「基本的人権の擁護者としてのフランス憲法院」日仏法学二二号(一九九八)二〇三頁以下。
- (74) ロベール・前掲注(73)二二二、二二三頁。
- (75) ロベール・前掲注(73)二二九、二三〇頁。
- (76) N. Lenoir, *Le métier de juge constitutionnel : Entretien, Le débat*, n°114, 2001, pp. 178 ; T. Ferenczi, *A quoi sert le Conseil constitutionnel? Le Monde*, 21 mars 2001, p.38.
- (77) 一九九三年憲法改正について、勝山准教授が詳しく論じている。勝山教子「フランスワ・ミッテランの改憲構想と一九九三年七月二七日憲法改正(一)―ミッテランの憲法改正提案とヴァル委員会報告―」同志社法学四五卷三号(一九九三)六一頁以下、同・前掲注(64)一頁以下。
- (78) 勝山・前掲注(77)六七頁。
- (79) *Propositions pour une révision de la Constitution 15 février 1993*, La documentation française, 1993, pp. 9.
- (80) *Propositions pour une révision de la Constitution 15 février 1993*, p. 12.
- (81) *Propositions pour une révision de la Constitution 15 février 1993*, pp. 21.

- (82) *Propositions pour une révision de la Constitution 15 février 1993*, p. 76, 77.
- (83) *Propositions pour une révision de la Constitution 15 février 1993*, p. 77.
- (84) *Ibid.*
- (85) 勝山・前掲注(64) 一六二六頁。
- (86) G. Coutros, *Vers une réforme pour permettre aux citoyens de saisir le Conseil constitutionnel*, *Le Monde*, 1-2 juillet 2001, p. 8.
- (87) *Ibid.*
- (88) *Ibid.*
- (89) *Ibid.*
- (90) 参議院憲法調査会に所属する議員が憲法院を訪れ、対談した際、ミシエル・アムレル(M. Ameller)憲法院裁判官は、市民への提訴権拡大に関する最近の状況としてジョスパンの提案とその後動向について少し触れている。参議院憲法調査会事務局『イタリア・ベルギー・フランスにおける憲法事情に関する実情調査・概要』(参議院憲法調査会事務局、二〇〇二) 一四八頁。
- (91) Comité de réflexion et de proposition sur la modernisation et le réajustage des institutions de la Ve République, *Les 77 propositions*, http://www.comite-constitutionnel.fr/le_rapport?nhd=3&page=1
- (92) La réforme constitutionnelle à petits pas, *Le Monde*, 24 avril 2008, p. 1.
- (93) Assemblée nationale, *Projet de loi constitutionnelle de modernisation des institutions de la Ve République*, <http://www.assemblee-nationale.fr/13/projets/p0820.asp>
- (94) *Ibid.*
- (95) *Ibid.*
- (96) Les Français pourraient saisir le Conseil constitutionnel *Le Monde*, 24 avril 2008, p. 9.
- (97) P. Jaureau, *Constitution : une réforme "américaine"*, *Le Monde*, 26 avril 2008, p. 2.
- (98) 土井真一「はじめに」土井真一ほか編『岩波講座憲法4 変容する統治システム』(岩波書店、二〇〇七) v 頁以下。
- (99) フランスの憲法史上、一九五八年憲法以前にも違憲審査制度は例外的に存在する。一七九九年憲法と一八五二年憲法の護憲元老院(Sénat conservateur)‘および一九四六年憲法の憲法委員会(Comité constitutionnel)である。山本浩三「フランスにおける法律の審査」磯崎辰五

郎先生喜寿記念『現代における「法の支配」』(法律文化社、一九七九)一三九頁以下、野村敬造『憲法訴訟と裁判の拒絶——多元的裁判機構の下のフランス憲法訴訟の研究——』(成文堂、一九八七)三三頁以下、五五頁以下参照。

しかし、前者は、第一・第二帝政下であり、強い皇帝の独裁制を法的に容認する存在にすぎず、後者は、憲法前文の人権規定を根拠に審査する権限を持たなかったため、人権保障機能の全くない制限された存在であった。従って、これらの制度は形骸化していたといえる。山口俊夫『概説フランス法 上』(東京大学出版会、一九七八)一九四頁、藤田晴子『フランス憲法院の特徴』田中二郎先生追悼論文集『公法の課題』(有斐閣、一九八五)四四一頁、深瀬忠二『フランスの憲法審査院——その性格と実績——』ジュリスト二四四号(一九六二)三四頁。

(100) 樋口・前掲注(9)一一四頁。

(101) 同上。

(102) 植野教授がこの講演の内容を訳出している。ルイ・ファボラー(植野妙実子訳)『憲法裁判の比較——アメリカ型とヨーロッパ型』L. ファボラーほか(植野妙実子編訳)『フランス公法講演集』(中央大学出版社、一九九八)一四七頁以下。

(103) こちらの講演内容についても、植野妙実子教授が訳出している。ルイ・ファボラー(植野妙実子訳)『二つの憲法裁判モデル』L. ファボラーほか(植野妙実子編訳)『フランス公法講演集』(中央大学出版社、一九九八)一九五頁以下。

(104) ファボラー・前掲注(102)一四九頁、同・前掲注(103)一九七頁。

(105) ファボラー・前掲注(103)一九七、一九八頁。

(106) ファボラー・前掲注(103)一九七頁。

(107) ファボラー・前掲注(103)一九七、一九八頁。

(108) ファボラー・前掲注(103)一九八頁。

(109) アメリカ型を採用しなかった基本的な理由として、ファボラーは次の三点を挙げている。第一に、法律の神聖化である。第二に、アンシヤン・レジーム期に「高等法院Parlements」が権力を濫用したために、「法律のみならず、執行権の行為すら統制することを裁判所に禁止」した事実であり、また、権限のうち統制すべきは執行権であり、立法権とは考えられなかったことである。第三に、法の前の平等の観念である。ファボラー・前掲注(102)一五〇頁以下。

(110) ファボラー・前掲注(102)一五四頁。

(111) 同上。

(112) ファボルー・前掲注(103) 一九八、一九九頁。

(113) 先述の通り、ヴェデルも、アメリカや他国など世界の動向を視野に入れつつ、フランスの制度を再検討している。

(114) 二〇〇八年四月二五日に国民議会第一読会に提出された、市民への提訴権拡大を含む憲法改正案の審議経過については、資料を入手次第、検討して行きたい。

〔後記〕本稿脱稿後、国民議会および元老院での審議を経て、二〇〇八年七月二二日のフランス両院合同会議において、市民への提訴権拡大等を含む大幅な憲法改正案が採択された。該当箇所である新設の六一条の一は、組織法律を整える必要がある。今後は、この組織法律にも目を向けていきたい。